

## 奈良県条例第四十四号

### 奈良県中小企業振興基本条例

歴史、文化、自然環境に恵まれた奈良県にあって、県内の中小企業は、これまで地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進により、県民生活の向上に重要な役割を果たしてきた。

近年、経済の分野における国際競争の激化、急速な少子高齢化の進展等により、経済的社会的環境が大きく変化する中、県内の中小企業は極めて厳しい経営環境にあるものの、将来にわたり活力ある奈良県を築くためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者を社会全体で支援することにより、中小企業の振興を図ることが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要な課題として位置づけ、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

#### (目的)

**第一条** この条例は、地域において中小企業が果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を促すことにより、地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進を図り、もって県民生活の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業を支援する組織をいう。

#### (基本理念)

**第三条** 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、集積された多様な技術その他の特色ある地域資源の活用を図ることにより、推進されなければならない。

#### (県の責務)

**第四条** 県は、中小企業を取り巻く経済的社会的環境について調査を行い、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、中小企業者、国、近隣の府県、市町村、中小企業団体、大学その他の研究機関等と緊密に連携して、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進する責務を有する。

#### (基本方針)

**第五条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるも

のとする。

- 一 恵まれた歴史、文化、自然環境等の地域資源を活用した地場産業等の振興を図ること。
- 二 中小企業者の経営の革新の促進及び中小企業の経営資源の確保を図ること。
- 三 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- 四 中小企業の創業及び創造的な事業活動の促進を図ること。
- 五 企業及び大学その他の研究機関との連携による研究開発を推進することにより、中小企業者への研究成果の移転の促進及び中小企業者による研究成果の企業化の促進を図ること。

- 六 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- 七 まちづくりの観点に立った商業の集積の活性化を図ること。
- 八 中小企業の振興に関する施策に係る情報の中小企業者への積極的な提供を図ること。

(中小企業者の努力等)

**第六条** 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業団体は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、中小企業の振興に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 小売商業施設を設置する者は、まちづくりの活動に中心的な役割を担う中小企業団体への加入その他の方法により、中小企業団体が行うまちづくりに協力するようにしなければならない。
- 4 大企業その他の中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(県民の理解と協力)

**第七条** 県民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進に寄与するとともに、県民生活の向上に資することを理解し、その健全な発展に協力するものとする。

(財政上の措置)

**第八条** 県は、第五条の基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。